



第1章 はじめに

— 第1章 はじめに —

1-1 都市計画マスタープランの見直しの趣旨

本市には、富士山や箱根山麓を始めとする恵まれた自然環境と首都圏に近い立地条件などを生かした国内有数の観光・商業施設や、近代史に登場する著名人の別荘など避暑地・保養地としての特性を生かした地域固有の施設とともに、日本の先端技術を担う大企業の工場や研究・研修施設なども数多く進出しており、富士山と箱根山を背景とした緑と歴史情緒ある豊かな地方都市として、年々、その存在感を増してきました。

一方、世界経済の先行きは依然として不透明な中、日本の人口は今後緩やかに減少し、地方分権の進展など本市の財政運営はますます厳しくなることが予想されており、限られた財源で必要なインフラ整備をどのように進めるかが、今後の大きな課題となります。

このような状況下、平成32年度に開通予定の新東名高速道路のインパクトを市としてどう受け止めていくか、富士山や箱根山麓等の優れた周辺景観を生かしながら美しいまちづくりに向けていかに歩みだすか、地域資源を守りながら地域の活力をいかに創出するか、高齢化社会に必要な安全対策や気候変動に伴う防災のあり方をどうするのかなど、新しい時代に必要な都市計画の方針をもう一度ここで考えておく必要性が高まっています。

そこで、時代の転換点に立ったいま、未来の市民が住みよいまちづくりを進めるため、地域活力、安全・安心をテーマとして都市計画マスタープランを見直すものです。

1-2 都市計画マスタープランの役割

■都市計画決定等の方向を示す役割

本計画は、都市計画法第18条の2の規定に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものです。

市町村が定める都市計画は、この方針に即して定めることとなり、本市における土地利用及び都市施設^{※1}などの個別の都市計画の決定・変更に際し、その方向性を示す役割を担います。

■都市づくりを市民とともに進めるための役割

本計画は、人口減少、少子・高齢社会の到来、地方分権の進展など、本市を取り巻く社会情勢の変化等を勘案したうえで、富士山をはじめとする緑豊かな自然や市西部に位置する東富士演習場などの本市独自の地域性を踏まえたうえで、地域活力の創出と豊かで暮らしやすい都市づくりを市民と協働で進める役割を担います。

また、都市計画マスタープランは、都市全域を対象に都市構造、都市空間形成の基本的考え方や土地利用、施設整備等の方針を定めた全体構想と、都市を6つの地域に分け各々におけるまちづくりの方針等を定めた地域別構想によって構成します。

都市の将来像を表現するにあたっては、以下の内容を示すことにより行います。

※1：都市計画法第11条第1項各号に掲げる施設。道路・鉄道などの交通施設や、公園等の公共空地、電気・ガス・上下水道などの供給処理施設、教育文化施設などを指す。

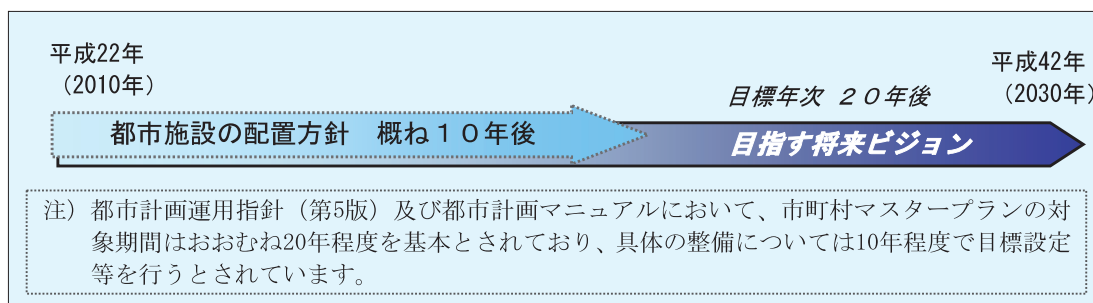
- ①都市の環境や機能性を高めるため類似の土地利用が行われるべき区域を一定のゾーンとして色分けしてエリアを示す「ゾーニング」
- ②既存の施設の集積や将来構造を勘案し、都市に必要な機能を戦略的に確保すべき区域を点的に示す「拠点」
- ③都市構造を規定する観点などから重要な交通動線や緑地を線的に示す「軸・ネットワーク」

これらに基づき具体的都市計画の決定、事業の実施、土地利用の規制・誘導等を行うことなどにより、将来像の実現を図るものです。

1-3 計画の目標年次

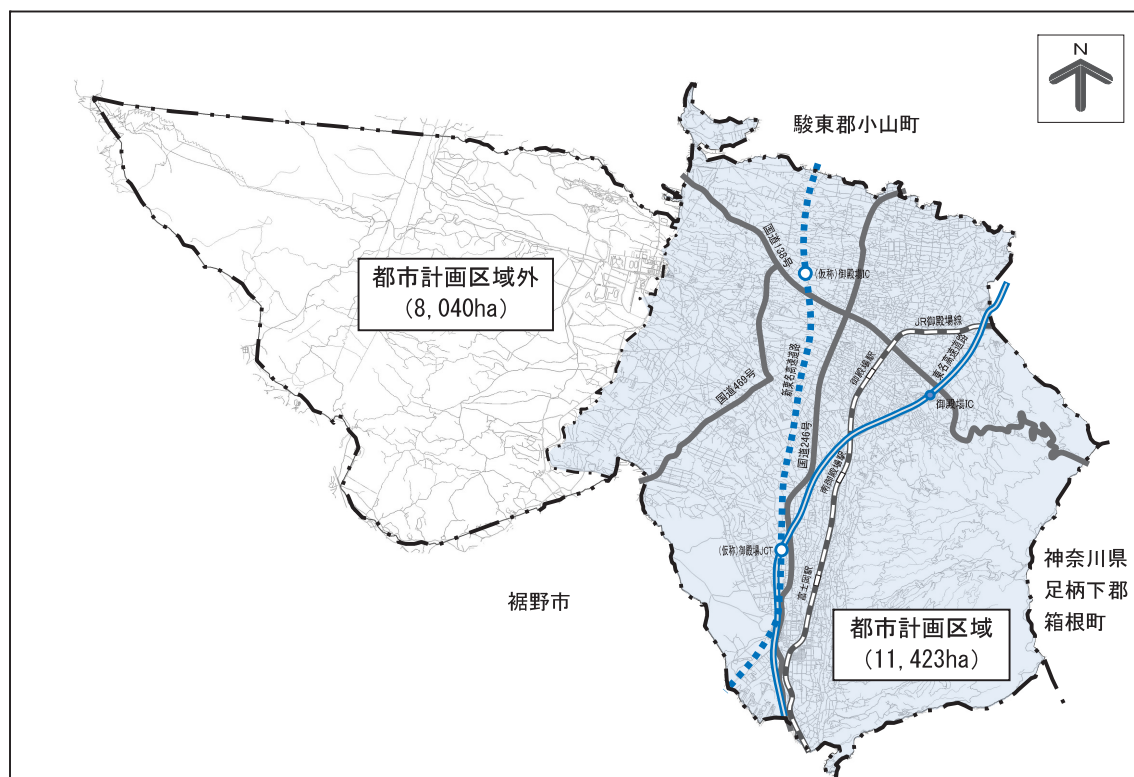
本計画の目標年次は、長期的な都市の将来ビジョンの実現を目指し、20年後の平成42年（2030年）とします。

なお、将来ビジョンの実現に向けた都市施設の配置方針は概ね10年後と位置づけるほか、土地利用や都市計画に関わる社会情勢の変化や、市民のまちづくりに関する意識の変化などにあわせ、必要に応じて、適宜見直しを図っていく方針とします。



1-4 計画の対象区域

本計画の対象区域は、一体の都市として総合的に整備、開発、保全をする必要があり都市計画の対象となる範囲内（都市計画区域※¹）とします。対象となる都市計画区域は、演習場を除く約 11,423ha とします。



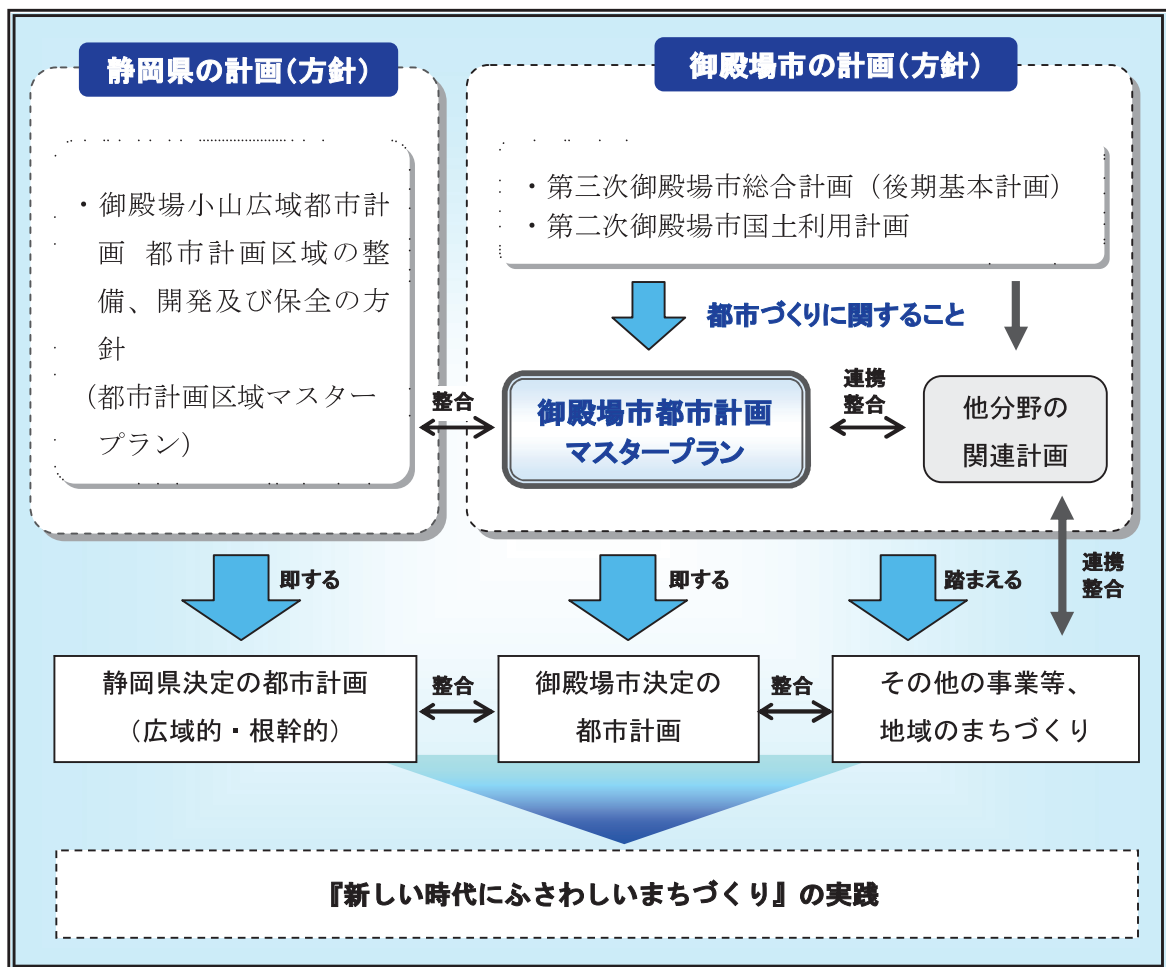
■計画対象区域

1-5 計画の位置づけ

本計画は、都市計画法が定めるとおり、「第三次御殿場市総合計画（後期基本計画）」及び「第二次御殿場市国土利用計画」並びに「御殿場小山広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などの上位計画に即して、定めます。

また、広域的な社会情勢の変化や、市独自の変化に柔軟に対応していくため、静岡県や御殿場市に関連するその他の各計画とも連携・整合を図りながら、新しい時代にふさわしいまちづくりを目指します。

※1：自然的条件や社会的条件、人口、土地利用、交通量などを勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域（都市計画法第5条）。



■都市計画マスタープランの位置づけ